

東成瀬村条件付き一般競争入札公告

次のとおり物品賃貸借業務（以下「リース業務」という。）について条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６条の６及び東成瀬村財務規則（平成２８年規則第１１号。以下「規則」という。）第１０３条の規定により公告する。

令和7年9月12日

東成瀬村長 備 前 博 和

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 件 名 | Chromebook 5 年リース |
| (2) 納入場所 | 東成瀬村田子内字仙人下 3 0 番地 1 東成瀬村役場総務課 |
| (3) 納 期 | 令和 7 年 1 1 月 2 8 日 (金) |
| (4) 入札方法 | 紙入札方式 |
| (5) 物品概要 | Chromebook 2 4 台
(詳細は添付の仕様書のとおり) |
| (6) 賃貸借期間 | 令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日まで
(5 年間：月毎の 6 0 回払い) |

2 入札参加資格

秋田県内に事業所を有する販売店で次の条件をすべて満たすこと。なお、入札者が落札者となった場合は、「１０ 契約に関すること」に定める当事者における「受注者」の立場となる。

- (1) 東成瀬村条件付き一般競争入札実施要綱（平成28年東成瀬村告示第59号。以下「要綱」という。）第3条に掲げる要件を満たすこと。
- (2) 令和7年度・令和8年度東成瀬村入札参加資格者名簿のうち、物品製造等（物品・役務の提供等）の区分に登録されており、OA機器類を取り扱っていること。
- (3) 本社又は対応可能な営業所が秋田県内にあること。
- (4) 納品した物品に故障が発生した際、連絡のあった日の翌営業日以内に対応が可能であること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出等

入札に参加しようとする者は、要綱第6条の規定に基づき次により競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

- (1) 提出書類 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 提出方法 東成瀬村総務課へ直接持参（郵送等による提出は認めない）
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期間 令和7年9月16日（火）午前9時から
令和7年9月25日（木）正午まで
- (5) その他 本手続後に入札参加資格確認通知書（様式第5号）により適格通知を受けた者のみが入札に参加できる。

4 仕様書、入札関係書類及び入札心得の閲覧

納入物品に係る仕様書、入札関係書類及び入札心得の閲覧は、次により行う。

- (1) 閲覧方法 東成瀬村公式ホームページ上に掲載する方法で行う。
- (2) 閲覧期間 令和7年9月16日（火）から令和7年9月29日（月）まで

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、令和7年9月22日（月）までに書面（FAX可）により行うこと。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和7年9月24日（水）までに書面（FAX含む）により行う。

6 入札保証金

免除する

7 入札書等の提出方法

- (1) 入札方法 紙入札方式（入札書の直接持参又は郵送による）
- (2) 提出先 東成瀬村 総務課
住所 〒019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1
- (3) 提出期間 令和7年9月26日（金）午前9時から
令和7年9月30日（火）午後2時まで
（直接持参の場合は平日に限る）
- (4) 開札日時 令和7年9月30日（火）午後3時
（郵送の場合は提出期間内に到着したもののみを開札する）
- (5) 記載方法 入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額（賃貸借料の5年間の総額であり消費税及び地方消費税を含む金額）の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き金額）とすること。

(6) 入札にあたっての注意事項

- ア この入札には、入札書のほか積算内訳書の提出を必要とする。積算内訳書は、月毎の賃貸借料（税抜き）を見積り、これに60か月分を乗じて5年間の賃貸借料総額（税抜き）となることが明らかとなるように作成すること。また、5年間の賃貸借料総額（税抜き）は、入札書に記載した金額と一致させること（入札書の内容は必ず積算内訳書に基づく積上げ計算となる）。積算内訳書の様式は任意で可とするが、参考提示したシートを活用してもよい。
- イ 積算内訳書における月毎の賃貸借料（税抜き）は10円単位までとし、10円未満の端数は丸めて0とすること。
(例：積算した月額が5,734円となった場合は、10円未満の部分については四捨五入・切り捨て・切り上げのいずれかの方法により、月額5,730円又は月額5,740円とすること。)
- ウ 郵送の場合は、入札書及び積算内訳書を封入した内封筒を外封筒に入れて提出すること。
- エ 積算内訳書を提出しない入札者の入札は無効とする。また、「(6) 入札にあたっての注意事項 ア・イ・ウ」の指示事項を守らない入札者の入札は無効とする。
- オ 入札結果は、参加者にファクシミリ等で通知する。

8 最低制限価格の設定

この入札には最低制限価格を設定しない。

9 仮契約締結及び本契約締結に関する条件

該当なし

10 契約に関すること

- (1) 本契約は、賃借人（東成瀬村）、受注者（入札参加者で落札した者）及び賃貸人（受注者が指定するリース取扱事業者）の3者による契約となる。ただし、受注者自身がリース事業を取り扱っている場合は、受注者と賃貸人が同一となることも可能である。
- (2) 本契約は、「賃貸借期間が満了しかつ賃貸借料の全額が完済されたときは、賃貸人は納品した物件の所有権を賃借人に無償譲渡する」条項（いわゆる無償譲渡特約）を付さないことから、入札参加者はこのことを承知の上入札すること。
- (3) 契約保証金は、免除する。

1 1 長期継続契約に関すること

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3の規定による長期継続契約である。長期継続契約は、当該契約に基づく村の債務について翌年度以降の歳出予算が保証されないことから、契約書の中に次の趣旨の特約条項を定めるものとする。

【特約条項に定める文言の趣旨】

- 1 賃借人は、契約期間の始期の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更し、又は解除することができる。
- 2 前項の規定により、この契約を変更し、又は解除された場合において、賃借人は賃借人に対し損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、賃借人、受注者及び賃借人が協議して定めるものとする。

1 2 その他

- (1) 入札に関する説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 納期は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、仕様書の内容を熟知し、入札心得を遵守しなければならない。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、村長は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (6) 本公告に定めのない事項については、法、令、規則及び要綱の定めるところによる。

1 3 問い合わせ先

(1) 入札に関すること

東成瀬村 総務課（電話 0182-47-3401 FAX 0182-47-3290）

(2) 事業に関すること

東成瀬村 総務課（電話 0182-47-3401 FAX 0182-47-3290）